

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第47号

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいい、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項及び<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第10条第1項に規定する措置を含む。</u>）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>6次産業化法第5条第4項第2号に規定する措置を実施するのに必要な資金</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 この規則において「促進事業者」とは、6次産業化法第10条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する促進事業者をいう。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 県は、法第7条第1項の認定を受けた林業従事者等、<u>認定中小企業者又は促進事業者</u>に対して林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいい、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項に規定する措置を含む。<u>以下同じ。</u>）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 県は、法第7条第1項の認定を受けた林業従事者等<u>又は認定中小企業者</u>に対して林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。</p>

2 県は、前項に定めるもののほか、次条及び第5条の規定に準じて同項に規定する林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金を貸し付けるものとする。

（貸付金の限度額）

第4条 県が前条第1項の規定により貸し付ける林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）の1林業従事者等ごと、1認定中小企業者ごと又は1促進事業者ごとの限度額は、個人にあっては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあっては5,000万円とする。ただし、知事が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認めるときは、別に定める額とする。

（貸付金の利率、償還期間等）

第5条 略

2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。第4項を除き、以下同じ。）は、10年（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条に規定する資金、農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあつては12年、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する資金にあつては15年）以内とする。

3 貸付金の据置期間は、3年（農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金及び6次産業化法第10条第2項に規定する資金にあつては、5年）以内とする。

4 略

（担保又は保証人）

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者（以下「借入申込者」という。）は、知事が別に定めるところにより、担保を提供し、又は保証人を立てなければならない。

2 県は、前項に定めるもののほか、次条及び第5条の規定に準じて同項に規定する林業従事者等又は認定中小企業者に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金を貸し付けるものとする。

（貸付金の限度額）

第4条 県が前条第1項の規定により貸し付ける林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）の1林業従事者等ごと又は1認定中小企業者ごとの限度額は、個人にあっては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあっては5,000万円とする。ただし、知事が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認めるときは、別に定める額とする。

（貸付金の利率、償還期間等）

第5条 略

2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。第4項を除き、以下同じ。）は、10年（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条に規定する資金、農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金にあつては12年、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する資金にあつては15年）以内とする。

3 貸付金の据置期間は、3年（農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金にあつては5年）以内とする。

4 略

（担保又は保証人）

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする林業従事者等又は認定中小企業者（以下「借入申込者」という。）は、知事が別に定めるところにより、担保を提供し、又は保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者（以下「借入者」という。）と連帯して、貸付金の返還の債務を負担するものとする。

（融資機関に対する貸付け）

第14条 県が第3条第2項の規定により融資機関に対して貸し付ける資金（以下「県貸付金」という。）の貸付条件（利率、償還期間、限度額、償還方法及び償還期日をいう。以下同じ。）は、当該融資機関が当該県貸付金を原資として林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件と同一とする。

（準用）

第15条 略

第7条第1項	略	
	その者の	当該借入申込融資機関が林業・木材産業改善資金を貸し付けようとする林業従事者等、 <u>認定中小企業者又は促進事業者</u> の
	借入申込者が	借入申込融資機関が林業・木材産業改善資金を貸し付けようとする林業従事者等、 <u>認定中小企業者又は促進事業者</u> が
第7条第3項～第13条第1項 略		

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた林業従事者等又は認定中小企業者（以下「借入者」という。）と連帯して、貸付金の返還の債務を負担するものとする。

（融資機関に対する貸付け）

第14条 県が第3条第2項の規定により融資機関に対して貸し付ける資金（以下「県貸付金」という。）の貸付条件（利率、償還期間、限度額、償還方法及び償還期日をいう。以下同じ。）は、当該融資機関が当該県貸付金を原資として林業従事者等又は認定中小企業者に対して貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件と同一とする。

（準用）

第15条 第7条（第2項を除く。）及び第8条から第13条までの規定は、林業・木材産業改善資金の貸付けを行う融資機関に対する県貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	略	
	その者の	当該借入申込融資機関が林業・木材産業改善資金を貸し付けようとする林業従事者等 <u>又は認定中小企業者</u> の
	借入申込者が	借入申込融資機関が林業・木材産業改善資金を貸し付けようとする林業従事者等 <u>又は認定中小企業者</u> が
第7条第3項～第13条第1項 略		

第5号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

林業事務所等受付	年 月 日
----------	-------

林業・木材産業改善資金県貸付金借入申込書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名 ㊟

林業・木材産業改善資金の貸付けに必要な資金の貸付けを受けたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する同規則第7条第1項の規定により申し込みます。

林業・木材産業改善資金県貸付金借入申込金額 円

- 注1 林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあった借入申込書の写しその他知事が別に定める書類を添付してください。
- 2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

林業事務所等受付	年 月 日
----------	-------

林業・木材産業改善資金県貸付金借入申込書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名 ㊟

林業・木材産業改善資金の貸付けに必要な資金の貸付けを受けたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する同規則第7条第1項の規定により申し込みます。

林業・木材産業改善資金県貸付金借入申込金額 円

- 注1 林業従事者等又は認定中小企業者から提出のあった借入申込書の写しその他知事が別に定める書類を添付してください。
- 2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表）

収入印紙  
貼付箇所

貸付決定	番 号	第	号
	年月日	年	月 日

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地  
融資機関名  
代表者名 ㊟

次のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金を借用しました。ついては、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則並びに次の条件及び裏面の特約条項を守り、相違なく返済します。

1 借入条件等

借入金額	
資金の内容	
資金の用途	
利 率	無利子
最終償還期日	
支払場所	
備 考	

元金は、年 月 日まで据え置き、年 月 日を初回として金 円、以降 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に金 円を償還する。

2 償還計画

回	償還期日	償還金額	残 高	備考	回	償還期日	償還金額	残 高	備考
1	年 月 日	円	円		9	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円		10	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円		11	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円		12	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円		13	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円		14	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円		15	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円						

注 林業・木材産業改善資金を貸し付ける林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者の貸付決定通知書の写し及び償還計画の写しを添付してください。

（裏）

略

第6号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表）

収入印紙  
ちょう付  
箇所

貸付決定	番 号	第	号
	年月日	年	月 日

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地  
融資機関名  
代表者名 ㊟

次のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金を借用しました。ついては、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則並びに次の条件及び裏面の特約条項を守り、相違なく返済します。

1 借入条件等

借入金額	
資金の内容	
資金の用途	
利 率	無利子
最終償還期日	
支払場所	
備 考	

元金は、年 月 日まで据え置き、年 月 日を初回として金 円、以降 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に金 円を償還する。

2 償還計画

回	償還期日	償還金額	残 高	備考	回	償還期日	償還金額	残 高	備考
1	年 月 日	円	円		9	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円		10	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円		11	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円		12	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円		13	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円		14	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円		15	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円						

注 林業・木材産業改善資金を貸し付ける林業従事者等又は認定中小企業者の貸付決定通知書の写し及び償還計画の写しを添付してください。

（裏）

略

第7号様式 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

林業・木材産業改善資金県貸付金償還期間等変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名

㊦

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、次のとおり償還期間等の変更をしたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する同規則第10条の規定により承認を申請します。

1 借入状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借入残高	備 考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間	据置期間		
	年	年	
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

(変更後)

償還期間	据置期間		
	年	年	
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

3 変更理由

注1 林業・木材産業改善資金を貸し付けた林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあった林業・木材産業改善資金償還期間等変更承認申請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

林業・木材産業改善資金県貸付金償還期間等変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名

㊦

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、次のとおり償還期間等の変更をしたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する同規則第10条の規定により承認を申請します。

1 借入状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借入残高	備 考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間	据置期間		
	年	年	
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

(変更後)

償還期間	据置期間		
	年	年	
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

3 変更理由

注1 林業・木材産業改善資金を貸し付けた林業従事者等又は認定中小企業者から提出のあった林業・木材産業改善資金償還期間等変更承認申請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地  
融資機関名  
代表者名 ㊟

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、次のとおり支払の猶予を受けたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する同規則第12条の規定により申請します。

1 借入状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借入残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

(変更後)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

3 支払の猶予を受けようとする理由

注1 林業・木材産業改善資金を貸し付けた林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地  
融資機関名  
代表者名 ㊟

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、次のとおり支払の猶予を受けたいので、香川県林業・木材産業改善資金貸付規則第15条において準用する同規則第12条の規定により申請します。

1 借入状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借入残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

(変更後)

回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円
13	年 月 日	円	円
14	年 月 日	円	円
15	年 月 日	円	円

3 支払の猶予を受けようとする理由

注1 林業・木材産業改善資金を貸し付けた林業従事者等又は認定中小企業者から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。